

第2次志摩市スポーツ推進計画

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

志摩市教育委員会

目 次

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 「スポーツ」の定義	2

第2章 計画の背景

1. スポーツを取り巻く状況	3
2. 志摩市の現状	4
3. 課題の整理	6

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念	7
2. 施策の方向性	8

第4章 基本施策の展開

【基本施策1】誰もがスポーツに出会い親しめる環境づくり	9
1 生涯にわたるスポーツライフの推進と健康づくり	
2 障がい者スポーツの推進・インクルーシブスポーツの普及	
3 子どもたちがスポーツと出会い親しむ機会の創出	
4 有効活用に向けた施設整備とDXによる利便性向上	
【基本施策2】スポーツを通じた個人の成長とチャレンジの応援	13
1 競技力向上に向けたトップレベルの交流	
2 指導者の養成・資質向上に向けた支援	
3 中学校部活動における地域連携・地域展開の推進	
【基本施策3】スポーツがつなぐ新たな地域づくり	15
1 ホストタウン交流事業の継続	
2 スポーツツーリズムの推進	
3 共生社会の実現に向けた取組	

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	17
2. 計画の進捗管理	17

■ 参考資料

用語の説明	18
志摩市スポーツ推進審議会委員名簿	22
志摩市スポーツ推進審議会に関する条例	23

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本計画は、スポーツを取り巻く社会情勢の大きな変化と、本市の課題を踏まえ、今後のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本指針として策定するものです。

国においては、令和7年6月に「スポーツ基本法*」が改正され、スポーツを通じて全ての人々が生きがいを持ち、幸せや豊かさを実感できる社会の実現をめざすとともに、「第3期スポーツ基本計画*」では、スポーツへの参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を得ることは、ウェルビーイング*の考え方にもつながるものであると示されています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「スポーツの持つ力」が感動と勇気を与えるとともに、国籍、障がいの有無などにかかわらず互いを認め合う共生社会の重要性が強く示されました。

本市においても、現行のスポーツ推進計画の下で施策を進めていますが、人口減少や少子高齢化に対応するための持続可能なスポーツ環境の構築や、新たな価値創出の機会をもたらすDX(デジタルトランスフォーメーション)*の推進など、様々な課題に直面しています。

こうした状況を踏まえ、令和8年度から新たな「志摩市総合計画」が始動するに当たり、これからの持続可能なまちづくりに向けて、スポーツが果たすべき役割を明確にし、施策を推進する必要があることから「第2次志摩市スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項における「地方スポーツ推進計画*」として位置付けています。

策定に当たっては、国の「スポーツ基本計画」を参考にしつつ、上位計画である「志摩市総合計画」及び「志摩市教育推進計画」に基づくスポーツに関する施策を計画的に推進するため、基本的な事項を定めます。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
総合計画 (基本構想)	基本構想 8年間(R8～R15年度)							
総合計画 (基本計画)	前期基本計画 4年間(R8～R11年度)				後期基本計画 4年間(R12～R15年度)			
教育大綱	第3期 4年間(R8～R11年度)				見直し			
教育推進 計画	第3期 4年間(R8～R11年度)				見直し			
スポーツ 推進計画	第2次 4年間(R8～R11年度)				見直し			

4. 「スポーツ」の定義

本計画における「スポーツ」とは、ルールに基づいて勝敗を競うものだけでなく、健康維持やレクリエーション*、遊びなど、あらゆる目的において行われ「楽しさ」や「喜び」につながる身体活動全般と捉えます。

さらには、「みる」「ささえる」と様々な形で、誰もが自由に楽しめるものと定義します。

第2章 計画の背景

1. スポーツを取り巻く状況

■ 国のスポーツ基本計画

令和4年度から令和8年度を計画期間とする国の「第3期スポーツ基本計画」では、第2期計画で定めた中長期的な基本方針を踏襲しつつ、社会状況の進展とともに変化が生じている中、その実現に向けて、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という新たな3つの視点*が示されました。

■ 多様性を認め合う共生社会の重要性

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツが持つ力を改めて世界に示しました。トップアスリートが自らの限界に挑み活躍する姿は、世界中の人々に大きな感動と勇気を与えるとともに、国籍、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、アスリートがそれぞれの能力を最大限に発揮し、互いに認め合い競い合う姿を通じて、共生社会の重要性が強く示されました。

■ DXの進展

日常のあらゆる分野においてデジタル化が急速に進展し、私たちの生活は大きく変化しています。スポーツの分野においても、デジタル技術の活用による施設のスマート化*など、窓口手続きにおける時間的・物理的な制約の解消を図る取組の推進により、気軽にスポーツへアクセスできる環境整備が進んでいます。また、アプリやオンラインコンテンツの活用など、個人のライフスタイルや価値観に合わせた様々なスポーツの楽しみ方が広がっています。

■ 中学校における部活動の地域展開

少子化に伴う生徒の減少や指導者の不足により、部活動の存続が困難な状況となっています。このような状況に対応するため、中学校の部活動の場を地域へと展開する取組が、全国的に推進されています。

この制度改革は、子どもたちが専門性の高い指導を受け多様なスポーツに触れる機会を確保するとともに、持続可能な地域スポーツ環境を構築するための国の方針に基づく取組となります。

2. 志摩市の現状

■ スポーツの実施状況

「令和5年度 志摩市まちづくりアンケート」の集計によると、1週間当たりの市民のスポーツ実施状況について、週1回以上実施している市民の割合は合計で35.4%（毎日：4.6%、週に5～6回：4.3%、週に3～4回：10.3%、週に1～2回：16.2%の合計）となっています。一方で、「運動していない」と回答した市民は51.7%と半数を超え、最も高い割合を示しています。

ライフスタイルや世代別等の傾向については、女性の方が男性より「運動していない」と回答する割合が高い傾向にあり、年代別では20歳代以降の全ての年代において「運動していない」という回答が最も多くなっています。さらに、世帯構成別の特徴として、二世帯世帯（親と子など）では「運動していない」が56.9%と高い割合を示しており、女性や働き盛り、子育て世代において、日常生活の中で運動機会が十分に確保できていない状況となっています。

■ スポーツ施設の状況

市内のスポーツ施設については、日常的な活動の場として市内外の利用者がスポーツを楽しむだけでなく、地域の交流の場として市民が利用しています。令和6年度においては延べ266,693人が利用するなど、施設全体の利用者数は年々増加しています。一方で、建設から相当の年月が経過したことによる老朽化や、利用者の減少に伴う稼働率の低下といった課題が生じている施設もあります。

また、鍵の受け渡しや返却といった手続きを窓口で行う必要があるため、窓口から距離がある施設を利用する場合には利用者の物理的・心理的負担が生じ、気軽にスポーツを楽しむ上でのハードルとなっています。

■ 主なスポーツ組織・団体の状況

スポーツ協会

志摩市スポーツ協会は、市内の競技団体を総括し、市民のスポーツ活動を支える上で不可欠な役割を担っています。加盟団体数につきましては、平成26年度の19専門部（うち休部4）から、令和6年度は20専門部（うち休部4）に増加しています。全体の競技者数についても増加していますが、大きく競技者数が減少した専門部もあります。

スポーツ少年団

志摩市スポーツ少年団は、地域に根差した青少年スポーツの推進組織として、子どもたちがスポーツに親しみ、心身ともに健全に成長するための重要な役割を担っています。一方で、平成26年度の28団から、令和6年度は14団と大きく減少しています。また、登録指導者数についても、平成26年度の175人から、令和6年度末時点では43人に大きく減少しています。

スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、地域におけるスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整や、スポーツに関する指導及び助言を行うなど、市民と行政を結ぶコーディネーターとして、地域スポーツの中核的役割を担っています。

スポーツ推進委員活動をより組織的・発展的に実施していくため、令和3年6月には「志摩市スポーツ推進委員協議会」を設立し、スポーツイベントへの協力や、地域の子どものためのスポーツ指導などを通じて、地域スポーツの推進力として積極的に活動を展開しています。

総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブです。子どもから高齢者まで、様々なスポーツを楽しむ人が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されています。

現在、4つの総合型地域スポーツクラブが活動しており、市内の全ての地区において、様々なスポーツ活動を楽しむことができます。

■ ホストタウン交流事業の状況

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、地方自治体が大会参加国との相互交流を通じて地域活性化などに取り組む「ホストタウン」に、志摩市はスペイン（トライアスロン競技）を相手国として登録されました。

令和5年5月には、トライアスロン競技を通じ、ホストタウン交流事業*を実施することについて、スペイン・トライアスロン連盟と志摩市が最大限の協力を行うことを目的とした覚書を締結し、「伊勢志摩・里海トライアスロン大会」への選手の招へいや子どもたちとの交流事業を実施しています。スペイン・トライアスロン連盟とのより一層の連携強化を図るとともに、スポーツをきっかけとした様々な取組を進めています。

3. 課題の整理

本計画では、現行計画の取組状況等を踏まえ、次のとおり課題を整理します。

1 スポーツの習慣化・実施率の向上

誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境をさらに推進し、スポーツへの関心がない層なども含めた市民に対し、スポーツの習慣化・実施率の向上に向けた取組を進める必要があります。

2 施設の老朽化と効果的な利活用

スポーツ施設は、身近な地域のコミュニティ施設として利用されていますが、利用者の減少、稼働率の低下、施設の老朽化等の課題があり、引き続き、効果的な利活用に向けて、DXの導入を含めた計画的な施設整備を図る必要があります。

3 競技力向上に向けた交流機会の確保と指導体制の整備

子どもたちをはじめとした競技者の更なる成長やチャレンジを促す環境づくりに向けて、アスリートや指導者との継続的な交流・指導の機会を確保するとともに、地域の指導者の養成・資質向上を図るための取組が求められます。

4 持続可能な地域スポーツ活動に向けた環境整備

少子化に伴う人口減少により、地域におけるスポーツ環境の維持が困難となっている現状から、子どもたちが「様々なスポーツに挑戦したくてもできない」といった機会の喪失につながっており、持続可能な活動に向けた取組が求められます。

5 スポーツを起点とした波及効果の創出

ホストタウン交流事業により、トップレベルのアスリートのパフォーマンスに触れるだけでなく、文化的な側面も含めた様々な交流が実現していますが、スポーツを起点とした観光その他分野への波及効果をどのように生み出していくかが課題となっています。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

スポーツの楽しさや喜びを分かち合い

人と地域を結ぶ笑顔あふれる志摩

スポーツは、単なる競技活動や健康維持にとどまらず、私たちの心と体を元気に、人生を楽しく豊かなものにしてくれる大切な文化です。

国が「個人のウェルビーイングの実現」を掲げ、「スポーツの持つ力」や共生社会の重要性が改めて示された今、スポーツの役割は、個人の成長や生きがいの創出に寄与するだけでなく、地域の活性化等への貢献など、大きく広がっています。

そこで、市民の皆さんが、スポーツを通じて心豊かな生活を送ることができるよう、本計画における中長期的な基本理念を「スポーツの楽しさや喜びを分かち合い人と地域を結ぶ笑顔あふれる志摩」と定めます。

4年後のめざす姿

誰もがスポーツを身近なものとして楽しめる環境が整備され、スポーツを通じた地域の活性化が進んでいます。

めざす姿の実現に向けて

先に整理した5つの課題を解決するため、3つの基本施策を設定し、取組を進めていきます。

2. 施策の方向性

■ 施策体系

計画の施策体系を以下に示します。

基本 理念	基 本 施 策	取 組 内 容
スポーツの楽しさや喜びを分かち合い 人と地域を結ぶ笑顔あふれる志摩	【基本施策1】 誰もがスポーツに 出会い親しめる環境 づくり	1 生涯にわたるスポーツライフの推進と 健康づくり 2 障がい者スポーツの推進・インクルー シブスポーツの普及 3 子どもたちがスポーツと出会い親しむ 機会の創出 4 有効活用に向けた施設整備とDXに よる利便性向上
	【基本施策2】 スポーツを通じた個人 の成長とチャレンジの 応援	1 競技力向上に向けたアスリート・指導 者との交流 2 指導者の養成・資質向上に向けた支援 3 中学校部活動における地域連携・地域 展開の推進
	【基本施策3】 スポーツがつなぐ 新たな地域づくり	1 ホストタウン交流事業の継続 2 スポーツツーリズムの推進 3 共生社会の実現に向けた取組

第4章 基本施策の展開

【基本施策1】

誰もがスポーツに出会い親しめる環境づくり

めざす姿

スポーツ基本法の理念に基づき、年齢、体力、障がいの有無などにかかわらず、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを始め、生涯にわたって継続できる環境づくりが進んでいます。

1 生涯にわたるスポーツライフの推進と健康づくり

取組内容

- スポーツが市民の生活の一部となり、生涯にわたって継続されることで、心身の健康づくりと豊かな生活の実現をめざすとともに、スポーツ実施率の向上を図ります。
- 各種団体と連携し、年齢や体力に関係なく誰もが気軽に参加できるイベントや、運動を始めるきっかけとなるプログラムを実施することで、スポーツへの関心がない層へのアプローチと、市民の運動習慣の促進、健康増進につなげます。また、交流を通じて、生きがいや生活の質の向上を図ります。
- 仕事や子育て、家事など、時間的な制約により運動の機会を確保することが難しい人々に対し、ライフスタイルに応じて無理なく運動を継続できる環境づくりに取り組みます。



暮らしの合間にウォーキング



楽しみながら健康づくり

2 障がい者スポーツの推進・インクルーシブスポーツの普及

取組内容

- 障がい者スポーツ、インクルーシブスポーツ*への理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、誰もが一緒にスポーツを楽しめる機会を創出するため、関係団体との連携により、体験会やイベント、各種レクリエーションを企画・開催し、障がい者スポーツの推進、インクルーシブスポーツの普及に取り組めます。
- 障がい者スポーツの推進を「ささえる」人材を確保するため、関係団体との連携により、公認パラスポーツ指導者*の資格取得やスキルアップを図るための支援に取り組めます。



ボッチャ



SSピンポン



モルック



インクルーシブ遊具の設置

3 子どもたちがスポーツと出会い親しむ機会の創出

取組内容

- 子どもたちが身体を動かすことの楽しさを知り、生涯にわたるスポーツ習慣の土台を築くため、遊びや多様なスポーツに触れる場を提供します。
- 子ども向けのスポーツ教室や体験会、親子で一緒に楽しめるイベント等を開催することで、子どもたちが楽しみながら体を動かすことができる機会を創出します。
- スポーツ推進委員による市内幼保施設での出前教室などを通じて、幼児期から遊びの中で多様な運動を体験し、体力づくりやスポーツ習慣の土台を築くための取組を推進します。



相撲体験



遊びから育むスポーツ習慣



リズムに合わせて体操

4 有効活用に向けた施設整備とDXによる利便性向上

取組内容

- 施設の適切な維持管理に努めるとともに、「志摩市スポーツ施設整備基本計画*」に基づき、施設の老朽化や利用実態を踏まえた中長期的な利活用・整備方針について検討し、計画的な施設運営を推進します。
- 施設の利用手続きのオンライン化など、デジタル技術の活用による施設の利便性向上を図ることで、誰もが快適にスポーツに親しめる環境を構築します。



施設改修
(磯部ふれあい公園総合体育館)



体育施設予約システム

数値目標

指標項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
スポーツイベント、教室等の開催数 ※市、市教委又は市スポーツ協会が 主催・共催するもの	6	8

※現状値については、開催見込みも含む。

【基本施策2】

スポーツを通じた個人の成長とチャレンジの応援

めざす姿

子どもをはじめ市民の誰もが、人口減少や環境の変化によってその機会を奪われることなく、それぞれの目標に向かって挑戦し、競技レベルや資質の向上をめざせる体制の構築に向けた取組が進んでいます。

1 競技力向上に向けたアスリート・指導者との交流

取組内容

- 専門的な知識や高度な技術を有するアスリート・指導者による体験教室、交流会等を開催することで、より高いレベルの指導に触れる機会を確保します。
- 関係団体との連携により、競技レベルの向上を直接的に支援するとともに、スポーツを通じた自己肯定感や向上心を育む機会を創出します。



アスリートによる指導
(バレーボール)



アスリートによる指導
(バスケットボール)



アスリートによる指導
(ラグビーフットボール)



オンライン食育指導

2 指導者の養成・資質向上に向けた支援

取組内容

- 指導者資格の取得や専門性・指導力の強化など、新たな指導者の養成や所属する指導者の資質向上に向けた取組を、関係団体との連携により進めます。
専門性の高い地域の指導者を確保することで、より身近な場所における、子どもをはじめとする選手の競技力の向上や成長、チャレンジを促す環境整備につなげます。

3 中学校部活動における地域連携・地域展開の推進

取組内容

- 少子化に伴う生徒数の減少により、中学校の部活動編成や存続が困難な状況となっていることから、持続可能な地域スポーツ環境の構築に向け、休日学校部活動の地域連携・地域展開*を推進します。
- 学校、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体等と連携し、指導者の確保や、活動の受け皿となる地域クラブ活動*の整備など、受入れ体制の構築に向けた取組を進めます。
- 子どもたちの多様なスポーツにチャレンジする機会を維持・確保するため、地域全体で子どもたちの成長と活動を支える「新しい地域のスポーツの在り方」について、引き続き、「志摩市学校部活動在り方検討会*」において検討を進めます。

数値目標

指標項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
休日学校部活動の地域連携・地域展開実施種目数	2／10種目	10／10種目
※現在、市内で活動している運動部8種目、文化部2種目の地域展開等を目標とする。		

【基本施策3】

スポーツがつなぐ新たな地域づくり

めざす姿

スポーツが持つ「人と地域を結びつける力」が最大限に活用され、地域社会の持続的な発展につながっています。

1 ホストタウン交流事業の継続

取組内容

- スペインとのホストタウン交流事業という貴重な資産を一過性のものに終わらせず、競技や文化を通じた相互理解、交流の成果を、地域社会全体の持続的な発展につなげます。
- 引き続き、伊勢志摩・里海トライアスロン大会の開催に合わせ、スペイン・トライアスロン連盟所属選手の招へい事業を推進します。
スペインのトップアスリートが大会に参加することにより、大会の認知度向上につなげるだけでなく、市民や大会参加者がトップレベルのパフォーマンスに触れ、選手と交流する機会を創出します。
- 伊勢志摩・里海トライアスロン大会に参加したスペイン選手が、市内の小学校を訪問し両国の文化を互いに学び、一緒に給食を楽しみながら子どもたちと触れ合う交流事業を実施してきました。スペイン選手との交流を通じ、他国の文化に触れることで、豊かな国際感覚を養うきっかけとなるよう、交流事業を継続します。



スペイン選手の大会招へい



子どもたちとスペイン選手の交流

2 スポーツツーリズムの推進

取組内容

- 豊かな自然環境やホストタウン交流の実績を戦略的に活用し、スポーツイベントへの参加や観戦、合宿等を通じたスポーツツーリズム*の推進につなげ、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ります。

3 共生社会の実現に向けた取組

取組内容

- お互いを認め合う共生社会の実現に向けて、スポーツを手段として多様性*への理解を深めることで、誰もが生きがいを持って地域社会に参画できる環境づくりに取り組みます。
- 共生社会の理念を体験的に学ぶことで、多様性への理解を深めることを目的とし、パラアスリート*の経験に基づく講演会や障がい者スポーツ体験会などを学校や地域で継続的に実施します。



パラアスリートによる出前授業



車いすバスケットボール体験

数値目標

指標項目

スポーツをきっかけとした共生社会プログラム*を実施した学校の数

現状値
(令和7年度)

5／13校

目標値
(令和11年度)

12／12校

※令和9年度に浜島中学校が統合され、全部で12校となる。

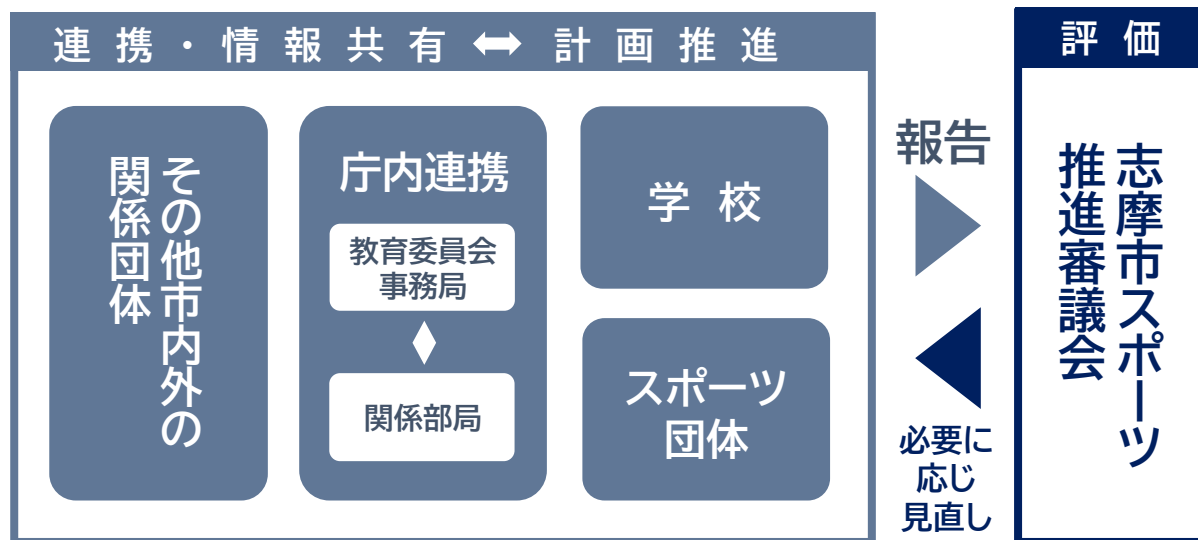
第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

庁内の関係部局だけでなく、志摩市スポーツ協会、志摩市スポーツ少年団、志摩市スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体や学校、その他市内外の関係団体と連携・情報共有を図りながら、総合的に計画の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

進捗状況を志摩市スポーツ推進審議会に報告するとともに、今後の進め方について、必要に応じて見直しを図りつつ、取組を推進していきます。



■ 参 考 資 料

【用語の説明】

【志摩市スポーツ推進審議会委員名簿】

【志摩市スポーツ推進審議会に関する条例】

【用語の説明】 本編中、*で記した用語の説明となります。

行	用 語	説 明
あ	新たな3つの視点	① スポーツを「つくる／はぐくむ」 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するという視点 ② スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現をめざすという視点 ③ スポーツに「誰もがアクセスできる」 性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・気運の醸成をめざすという視点
	インクルーシブスポーツ	障がいの有無などに関わらず、誰でも参加できるように工夫されたスポーツや運動のこと。
	ウェルビーイング	心も身体も元気で幸せに暮らしている状態のこと。
か	共生社会プログラム	どんな人でも仲良く助け合えるように、スポーツやいろいろな体験活動を通して学ぶこと。
	公認パラスポーツ指導者	パラスポーツ指導員(初級・中級・上級)、コーチ、トレーナーなど、障がいの特性に応じたスポーツ活動の支援に必要な専門的技術を有する者として、(公財)日本パラスポーツ協会が資格認定する指導者

行	用 語	説 明
さ	志摩市学校部活動在り方 検討会	市内全ての子どもたちが、運動及び文化活動ができる機会を確保し、持続可能な部活動の環境と学校の働き方を考慮した部活動を推進することを目的とし、中学校部活動の在り方について調査・検討する組織
	志摩市スポーツ施設整備 基本計画	「総合的なスポーツ施設の整備」や「既存のスポーツ施設の機能拡充及び機能集約」など、市内スポーツ施設の整備や利用促進を図るための基本計画
	スポーツ基本計画	スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定める、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針
	スポーツ基本法	スポーツに関し、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた法律
	スポーツツーリズム	スポーツを楽しむために旅行したり、観戦したりすることを通して地域を訪れる活動のこと。
	スマート化	ICT(情報通信技術)やデジタル技術、AI(人工知能)等を活用し、利便性の向上や業務の効率化、新たな付加価値の創出を図ること。

行	用語	説明
た	多様性	性別、年齢、障がいの有無、性的指向、国籍、価値観等の異なる人々が、地域社会や組織において共存している状態のこと。
	地域クラブ活動	地域の多様な主体が運営を担い、学校と連携し、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、社会教育の一環として、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるスポーツ・文化芸術活動のこと。
	地方スポーツ推進計画	スポーツ基本法第10条に基づき、地方公共団体が国の「スポーツ基本計画」を参考にしつつ、地域の実情に応じて策定するスポーツ推進に関する基本的な計画
	DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること。
は	パラアスリート	障がい者スポーツの選手
	部活動の地域連携・地域展開	(地域連携) 学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。 (地域展開) 生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。

行	用 語	説 明
は	ホストタウン交流事業	オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、日本の町や市が外国の国や地域と仲良く交流する活動のこと。
ら	レクリエーション	楽しみ、健康、交流を求めて、主に自由時間に行う活力を生む活動のこと。

【志摩市スポーツ推進審議会委員名簿】

令和8年1月1日現在

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	前田 長弘	志摩市スポーツ少年団 本部長
副会長	奥村 宏美	志摩市スポーツ推進委員協議会 理事
委 員	山下 賢治	志摩市スポーツ協会 会長
委 員	太田 和正	志摩市スポーツ推進委員協議会 会長
委 員	竹村 速視	鳥羽志摩中学校体育連盟 会長
委 員	山本 弘司	特定非営利活動法人 いそバスポートクラブ 理事長
委 員	浦口 保夫	特定非営利活動法人 志摩スポーツクラブ 理事長
委 員	山崎 浩輝	地域代表
委 員	椿 育俊	地域代表
委 員	浦口 洋	地域代表
委 員	西村 憲一	地域代表
委 員	中原 秀信	地域代表

【志摩市スポーツ推進審議会に関する条例】

平成16年10月1日
条例第120号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、志摩市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(志摩市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の志摩市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項に規定する志摩市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

第2次志摩市スポーツ推進計画

発 行 日／令和8年4月

編集・発行／志摩市教育委員会

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方3098番地22

TEL 0599-44-0339（生涯学習スポーツ課）